

パブリックコメントについて

「富里市污水適正処理構想(案)」について、市民の皆さまからご意見を募集しました結果、1名の方から5件のご意見が寄せられました。寄せられたご意見の趣旨とこれに対する市の考え方は下記のとおりです。

パブリックコメント実施結果の概要

募集期間	平成27年10月21日(水)から11月9日(月)
意見提出者	1名
意見件数	5件

番号	意見の趣旨	市の考え方
1	富里市の下水道化は、少なくとも市営水道の届いているところまでつながる、上・下水道完備のまちづくりを目標にしてみたい。	上水道と下水道の一体的な整備については重要であることと認識しておりますが、この富里市污水適正処理構想の趣旨は、富里市全域において污水处理施設の効率的な整備手法について策定するものであり、公共下水道と浄化槽整備を進めていくという構想案です。
2	平成27年度には市街化区域の公共下水道の整備が概ね完了に近づいていると思われ、調整区域への公共下水道化が始まろうとしており、一般会計の税金が投入されているという観点から、調整区域の集中浄化槽を有する団地については、下水道全体計画区域に入っている団地と入っていない団地に差はなく、同じ条件と考えられるので、社会情勢の変化に対応するとすれば、今回の見直しで全体計画区域に入っていない集中浄化槽を有する15団地を全体計画区域に入れることが適正ではないか。 (集中浄化槽を有する団地) 緑ヶ丘、北大和、大和ニュータウン、旭ヶ丘、成城台、ファミリータウン富里、七栄人形台、新中沢、南山、十倉台、立沢ニュータウン、ハニワ台ニュータウン、第一十倉、両国・西、太陽の丘	本市公共下水道計画の污水の放流先は12市1町で構成する千葉県印旛沼流域下水道であり、関連市町の整備計画面積、計画処理人口、計画汚水量などを定め、総合的に計画しておりますことから、全体計画区域以外の污水を取込めるものではありません。 また、一般会計からの繰入については地方公営企業法等に定められている原則に基づき経済的で効率的な運営を行うこととされておりますが、事業の性質上その収入をもって充当することが適当でない行政的経費や、国の繰出し基準に基づく資本費等について一般会計から繰入ができることと規定されております。 下水道事業については今後、企業会計へ移行する方向で、市街化区域を核とした効率的な計画を目指しており、市街化調整区域の集中浄化槽の団地全てを取込むための整備については不可能な状況です。

3	<p>市街化区域の使用料を、今後 10 年間限定値上げをして一般会計に繰り入れて過年度の赤字補てんをし、赤字補てんの姿勢を示して市街化区域の事業費（整備費）のバランスを改善してみてもどうか。</p>	<p>使用料につきましては、下水道の維持管理費や、起債の償還などの資本費に充てられており、下水道整備費の主な財源は国からの補助金や、地方債及び、下水道を整備した時に利用者からいただく負担金となっており、使用料の値上げが直接整備費の増加にはつながりません。</p>
4	<p>下水道使用料が多いほど市債償還の原資になり、流域下水道の負担金も軽減していけると思う。国の補助金が減少しても、自力で下水道普及を図るためにも集中浄化槽を有する 15 団地を含めた公共下水道建設があるべきではないか。</p>	<p>下水道使用料が増えることは汚水処理にかかる経費の回収や市債を償還するうえでは良いことではありますが、使用料は整備費に充てる財源ではありません。 2 と同様</p>
5	<p>集中浄化槽を有する団地に隣接する個別小型合併浄化槽を有する団地及び戸建て住宅については、宅内から本管に繋ぐ下水道管の敷設が必要になるため、その敷設と公共下水道化へ賛同の団地・戸建て地区は全体計画区域に入れていくというルールが必要ではないか。</p> <p>（個別小型合併浄化槽を有する団地） 栄ニュータウン、第六サニータウン、七栄ニュータウン、すみれ団地</p>	<p>2 と同様</p>